

平成 2 7 年 3 月大東市議会定例会月議会

平成 2 7 年度  
施政方針要旨

大東市長 東坂 浩一



平成27年3月定例会月議会の開会にあたり、提出させていただきました諸議案のご審議に先立ちまして、平成27年度の市政運営の方針と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

## 【はじめに】

平成24年5月に、私が大東市長の重責を担わせていただいたから、早いもので3年を経過しようとしております。この間、市民の皆様からの負託に応えるべく、議員各位のご理解、ご協力を得ながら、職員とともに、市政運営に全力で取り組んできたところでございます。

平成27年度は、私の市長任期の最終年度にあたります。

1年目には8つのまちづくりの柱からなる、大東市が進むべき道を示した「マニフェストロードマップ」を策定いたしました。

2年目はその進むべき道に沿った具体的な施策や事業をスタートさせてまいりました。

3年目は大東のまちの将来像をイメージしながら大東の良さを磨き、市民の「わがまちへの愛着」を醸成するような働き掛けや、市民の皆様と行政が協力してまちづくりを進めていくための仕組みづくりの実践に、力を注いでまいりました。

その3年間の取組を踏まえ、4年目で確実にその成果を实らせ収穫することができるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。豊かな地域資源を生かした笑顔あふれる「大東」、安心して暮らせる「大東」を市民の皆様とともに作り上げてまいります。

私の就任1年目に本市の転出超過数が全国で18番目に多いというニュースがございました。この年のワースト20位内の自治体には東日本大震災の被災地が多く見られましたが、その中で本市のマイナス921人という数字は、まさに危機的な状況であったと言えます。

“人口が減る”私はこのことを懸念しているのではありません。憂慮すべきは、主に本市を社会経済面で支える「子育て世代」が数多く流出していることであり、これによって人口構成のバランスが崩れ、まちの活力の低下および労働力の低下を引き起こし、縮小のスパイラルに陥るリスクが増大することにあります。

昨年、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少への取組の強化、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく、方向性を打ち出しました。

全国的にこの人口減少問題へ真正面から立ち向かい、地方の成長力の確保を目指した「地方創生」の動きが加速度的に高まる中、本市では、国の、この取組に先立ち、いち早く危機感を持って人口減少への対応に取り組んでまいりました。マニフェストロードマップを基軸に据えて、人口流出に立ち向かうべく、子育て世帯をターゲットとした定住促進施策を推進し、中学校給食の開始や、子ども医療費助成の拡充、妊婦健康診査のほぼ全額公費負担などを実施し、一定の成果をあげてきたところでございます。また、「大東市スマイルミネーション」をはじめとするイベントや各種施策を介し、人口流入に取り組む姿勢を市内外に積極的にPRし、本市のブランド力、魅力を向上させる取組を実施してまいりました。

その結果、平成26年には転出超過数が前年に比べて大幅に改善し、特に子育て層の転入増加と転出抑制の傾向が伺えます。少しずつではありますが、取組効果が表れ始めているものと理解しております。しかしながら、人口減少は改善を見たものの、まだ続いていることも事実でございます。

例えるならば、平成26年度までは水が入り始めた船底の穴を、沈没しないように応急に埋めるがごとくの作業を行ってきたと言えます。またそれらの取組は、怪我人に対してとりあえず止血をするがごとくでありました。しかし、平成27年度は、緊急の止血に成功した患者に対し、根本的な治療を施し、着実な治癒回復を図る重要な年度であります。

市の財政を大きく左右する景気の現状は、国による経済政策の推進により経済の好循環が生まれ始めているとされています。しかしながら、地方においては、地域ごとに景気回復にばらつきがあり、本市においても、市税収入の状況は未だ低い水準にあるのが現状です。本市の財政状況は決して潤沢ではございませんが、社会保障や市民サービスの充実など財政出動を伴っても実施すべき施策がございます。優先順位をつけ、中長期的な視点を持って計画的に取り組む必要がございます。また国・府の補助金や交付金などの特定財源を積極的に確保するとともに、国等の予算編成や制度の創設の動向に常に注意を払いながら対応してまいります。

財政の厳しい状況を踏まえ、足腰の強い財政基盤の確立を目指し、行政経営を推進するとともに、さらなる業務の効率化や歳入歳出の両面の見直しを進めながら、市民や地域のニーズに適応したサービスの提供、市民満足度の向上に努めてまいります。

「*Keep Thinking!*」 常に考える。」

「*Change & Challenge!*」 変革し、挑戦する。」

「*Step ahead!*」 一歩踏み出せ。」

といった言葉を胸に、新たな発想と多くの意見を取り入れ、今までなかった選択肢の中から市民満足度を一層高めていくための最善策を探り続けてまいります。そうすることで大東市が持つ組織力のポテンシャルを如何なく発揮できると信じております。

この人口減少問題について、かつて経験したことのない厳しい局面を迎えている中、私は、この機をチャンスと捉え、様々な施策に取り組むことで、必ず人口減少の問題に成果を挙げることができると確信しております。

そのためには、3つの人口指標に基づき、大東のまちづくりを進めてまいる必要があると考えます。

一つ目は「大東に住みたい、働きたい人を増やす、定住人口の増加」。

二つ目は「健康づくりや社会活動に積極的に取り組む人を増やす、活動人口の増加」。

三つ目は「大東の魅力にひかれ、訪れたいと思う人、ファンになる人を増やす、交流人口の増加」です。

「わがまちへの愛着」を高めることをベースに、定住人口を増やし、大東を訪れる交流人口を増加させるとともに、地域の皆様が一人ひとり活動する活動人口の増加を目指します。この3つの人口が相互的に作用することで、人口減少に歯止めをかけ、地域の活力をさらに維持、発展させ、大東に暮らすこと、大東に生まれ育ち、働き暮らすことに、誇りと自信を持てるまちになることができると確信しております。

これらの3つの指標の増加を目指し、平成27年度に取り組む各種事業をマニフェストロードマップの8つの柱に基づいて、ご説明いたします。

## 【主な施策】

市政の遂行にあたりましては、市民一人ひとりの人権が尊重され、笑顔あふれる大東を実現するため、すべての部局が人権尊重の視点に立ち、差別のない明るいまちづくりに努めてまいり所存です。

## ◆地域を支えるまちづくり

まず1つ目の柱「地域を支えるまちづくり」についてです。

地域社会を豊かなものにするためには、地域の皆様と一緒にまちづくりを行っていくことが重要でございます。

そのためには、市の職員がまず大東に愛着と誇りを持たなければならない、という考えのもと、各地域に地区担当職員を配置してまいりました。また、地域の皆様が大東のまちづくりについて話し合う、全世代地域市民会議の創設を目指して取り組んでまいりました。この会議には各地区の皆様のご意見が、必要不可欠なものであることは言うまでもありません。多様な主体が意見を出し合い、一人ひとりの思いを一つの形にし、自らの発想と努力で地域を支えるまちづくりを行う。このことが、

自らの地域の課題や現状などを見つめ直す「きっかけ」になると考えております。

今後は、「自分たちのまちは、自分たちで良くする。」という考えに共感し、市民会議へ参加される地域の皆様の数を増やしていかなければなりません。自治会や地域活動に参加いただけない方、勤めで日中地域にいない方、独居高齢者や若者の皆様のご意見もこの会議に反映するため、地区担当職員が積極的に地域に入り、一件、一件、地道に意見を集約し、地域づくりを側面から支援し、共に活動を行う仕組みづくりを構築してまいります。引き続き、自治会や地域で精力的に活動されておられる方々のお力をお借りしまして、地域を支える「幸せのまちづくり」を進めてまいります。

#### ◆子育て安心のまちづくり

2つ目の柱「子育て安心のまちづくり」についてです。

去年は、子どもの権利条約が発効されて25周年の年でした。条約では、未来のある子どもたちが、生まれながらにして持つ「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」を社会や大人たちが守らなければならないとされており、大東市子ども基本条例の前文にも、「子どもは社会の宝です。」と規定しております。少子化の進行や、家庭や地域での子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、地域、企業、行政が手を取り、子どもの育ちを支えていくことが必要であると考えます。

本市におきましても、子どもを産み育てていく各段階に対応した切れ目のない支援について企画立案を行う部署として、新たに福祉・子ども部に「子ども室」を設置し、関係部署、地域、企業等と連携しながら、社会全体で子育てに取り組んでまいります。

平成27年4月1日より「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。本市におきましても、「大東市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、待機児童の解消を重点課題とし、子育

てに関わる広範な施策を進めることで、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する体制を整えます。

具体的には、認可保育所に、病児保育や送迎ステーションの機能を併設した0～2歳児対象の多機能型保育施設の設置を予定しており、平成27年度中に開設してまいります。

また現在、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園に子どもを通園させている保護者に対して補助を行っているところです。平成27年度は、この補助額の充実を図ります。

産前・産後の環境の変化は、女性の心身に大きな負荷をもたらします。国においても、そうした女性に対しての妊娠・出産・育児期までの切れ目のない支援が重要であるとされております。本市では出産後の女性に対して子育て支援事業を開始します。

具体的には、各種子育て支援サービスに利用できる子育てクーポンを発行し、孤立しがちな育児期に社会とのつながりが持てるようサポートいたします。また、出産直後の母親の母体を労り、身体のケアと育児不安の解消を行うことを目的とした産後ケア事業を実施し、その利用料の一定額を補助いたします。

### ◆安心して教育が受けられるまちづくり

3つ目の柱「安心して教育が受けられるまちづくり」についてです。

学校づくりは「ひと」づくりであり、「ひと」をつくるのもまた「ひと」であります。人生の中で小・中学校の義務教育期間はたった9年間と短いですが、この9年間に、子どもたちは、非常に密度の濃い時間を過ごします。いつ、どんな出来事があった、その時自分は何をしたのか、私は今でも鮮明に思い出ことができます。

この時に考え、悩み、学び、楽しんだ経験は、子どもたちが大人になった時の自分自身をつくる幹となり、自分自身をつく

りあげる栄養素となります。大東の子どもたちを、健やかにたくましく育てていくために、教育委員会だけではなく市全体の課題として捉え、共同して子どもたちの未来を作り上げてまいります。

改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成27年4月1日から施行されます。これは地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会と市長部局との連携強化を図るものです。本市では、この新制度への対応に向け、教育委員会と市長部局とがさらに相互かつ効果的に連携し、一体的な教育施策の推進ができるよう、早期に実現を図ってまいります。

大東市立の小・中学校の全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、児童・生徒の学力のより一層の確かな定着を目指し、学力向上に特化した学力強化チームを教育委員会事務局に設置いたします。この学力強化チームは、教育専門家や元校長を中心として結成し、全国学力学習状況調査の結果の底上げを行うことなどを目的とし、学力の抜本的向上のため、様々な対策を検討してまいります。また小・中学校の児童・生徒の学力課題である「知識の応用力」を確実に定着させるための、「市共通到達度確認テスト」を実施し、その結果を各学校での授業改善につなげてまいります。

心身ともに健康で充実した学校生活を送るためには、給食を充実させることが大切です。中学校給食につきましては、今後も、栄養の偏りが無いバランスの良い給食、また学校に来ることが楽しみになる給食を子どもたちへ提供できるよう、工夫改善を進めてまいります。

また児童・生徒の豊かな感性を育み、コミュニケーション力の基礎となる「言葉の力」を育成し、言語力の機能向上を図るため、学校図書館に専任の学校司書を充実させ、調べ学習の支援・指導を行ってまいります。

## ◆災害に強いまちづくり

4つ目の柱「災害に強いまちづくり」についてです。自然豊かな日本に住む私たちは、その恩恵を受ける反面、日々様々な災害の脅威にさらされながら自然と共存し暮らしています。

今から20年前の平成7年1月17日、阪神・淡路大震災が発生しました。当時、報道された高速道路の高架橋が横倒しになったテレビ映像に目を疑いました。都市直下型地震の恐ろしさを、まざまざと見せつけられた大地震でした。また大津波による甚大な被害をもたらした東日本大震災からは4年が経過しようとしております。

今後発生が予想される南海トラフなどの巨大地震を「今ここにある危機」として意識し、対策を急がねばなりません。市民の皆様様の安心を担保するための、次の施策を実施してまいります。

災害発生時には、自分の安全は自分で守る「自助」。また、わがまちは、地域住民の手で守る「共助」が防災の基本とされております。この自助共助と力を合わせ、行政は「公助」の役割が担えるよう、他の防災関係機関とも連携をし、必要な整備を行ってまいります。

災害時に必要な物資を供給できるよう、年次的に備蓄品の整備を図りながら防災対策の充実に努めるとともに、市内に物資を備蓄できる防災備蓄倉庫を建設いたします。

また昨年改訂いたしました地域防災計画に基づき、防災ハザードマップの地震編および洪水編を見直し、より市民の皆様に見やすく、分かりやすくした「大東市総合防災マップ」を作成いたします。

中垣内浜公園につきましては、災害時の防災拠点の一つとして、また平時には市民の皆様にとって、憩いの場として活用できるようにするため、早期の開設を目指し、整備を進めてまいります。

異常気象による集中豪雨で全国的に浸水被害が多発しております。本市におきましても、平成24年8月に記録的な集中豪雨により市内各所で浸水被害が発生しました。浸水被害の主な要因として公共下水道管の排水処理能力を超える降雨があったことが考えられます。

浸水被害の軽減に向けて、学校施設からの雨水流出を抑制する校庭雨水貯留施設を設置し、また住宅地の既存水路を利活用した導水側溝を新たに設置いたします。

浸水被害の解消に大きく寄与する内水排除能力を高めるために、増補幹線や地下河川等の更なる整備・充実に向けて、国や大阪府に対し積極的に働きかけてまいります。

#### ◆行政が市民と歩むまちづくり

5つ目の柱「行政が市民と歩むまちづくり」についてです。

行政サービスの広域化を求める動きは、さらに強まっております。消防の広域化に象徴されるように、限られた人員や財源といった行政資源を効率的に活用し、効果的にサービスを提供するために、他市、他機関、民間との連携は重要な手段の一つであると考えます。

広域連携につきましては、本市と四條畷市とで大東四條畷消防組合を設置し、効果的かつ効率的な消防広域体制を構築し、管轄区域の適正化による緊急時の対応時間の短縮などの効果を得ることができました。

また本市、四條畷市、生駒市の3市で大規模災害時における相互協定を締結いたしました。これらの連携を皮切りに、近隣市の距離的メリットを生かして、医療や防犯分野をはじめ、行政の他の分野においても、情報の共有や相互応援の可能性について検討してまいります。

広域災害では近隣市が同時に被災し、相互に支援を受けることが困難になる危険があるため、人口規模や市の位置等を考慮した上で、事前に他市と協力関係を築くことが大切です。平成

27年3月には滋賀県長浜市と防災協定を締結する予定でございます。

上下水道の連携強化によるお客様サービスのさらなる向上を目指し、下水道事業に地方公営企業法を適用し、上下水道の組織を統合いたします。すでに公営企業として事業を行っている水道事業と組織統合を行うことで、水道と下水道に共通している業務をより効率的に運営してまいります。

財政の健全化を目的として、平成26年3月末で大東市土地開発公社を解散いたしました。これに伴い、公社が所有していた土地を市が保有することとなり、市が取り組んできたファシリティマネジメントの観点からも、より一層遊休資産の利活用は重要な課題となっております。引き続き、本市が保有する土地および建物を経営的かつ横断的な視点を持って、有効活用・維持・処分を行ってまいります。

行政を取り巻く環境の変化や社会情勢の変動が著しい中、行政サービスの水準を低下させることなく、限られた人員と予算の中で、より一層効果的な行政運営を行わなければなりません。こうした厳しい局面において、職員が一丸となって立ち向かっていくには、自立した職員一人ひとりの意識改革と一層の能力の向上が求められます。行政経営改革指針のもと、適正な人事評価制度の実施と、充実した職員研修の構築、職場環境の活性化、人事管理制度などを駆使し、職員の持てる能力を最大限発揮させ、市民満足度を高めてまいります。

#### ◆まちのビジョンづくり

6つ目の柱「まちのビジョンづくり」についてです。

まず「新しい都市のビジョン」についてご説明します。

本市は、高度経済成長期の都市のスプロール化による宅地開発をはじめ、工場等制限法の影響などによる多様な土地需要を受け止めながら発展と成長を遂げてまいりました。しかし、急

激な人口増加を受け、適切な住み分けや区分けができないまま住宅地が形成されてきた歴史がございます。

人口減少・高齢化社会を迎えた今、持続可能なまちづくりを進めるためには、長期的な視野に立ち都市構造を見直していくことが強く求められております。

本市におきましても、都市機能を集約し、市民のライフステージやニーズに応じた良質な住空間を創出していくため、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めてまいります。そのために、今後、本市が目指す都市の在り方についての整理を行い、望ましい土地利用の方向性を検討するとともに、その実現化に向けた用途地域の見直し等について検討してまいります。

平成26年度に実施した基礎調査をもとに「立地適正化計画」を策定し、本市の地域実情や将来人口等に基づいて、医療・福祉・子育て支援・商業などの誘導すべき都市機能や、民間事業者の参入を促す規制緩和についても検討してまいります。

龍間地域につきましては、市街化調整区域であるため開発行為が抑制されております。古くから形成されている集落地では、人口減少や高齢化の進行が深刻な課題となっており、数年前より地域の皆様とこれからの課題解決に向けて協議を重ねるとともに、市議会においても「東部山地部のまちおこしに関する特別委員会」が設置され、龍間地域の活性化に向けて議論がなされております。

今後におきましても、地域の皆様や議員各位と議論を深め、龍間地域の豊かな自然環境等を生かした新たなまちづくりの手法やその可能性を探ってまいりたいと考えております。

本市北東部の振興を図るため、平成25年度より野崎駅と四条畷駅の周辺整備事業を実施してまいりました。平成27年度は、四条畷駅周辺については駅東側の駅前広場や都市計画道路

の整備に向け、土地鑑定や物件調査を実施し、事業用地取得に向けて取り組んでまいります。また野崎駅周辺につきましても、周辺道路の整備に向け取り組むとともに、駅舎の橋上化に向けて、引き続きJR西日本との協議調整を図ってまいります。

人口減少問題へ真正面から立ち向かい、市の成長力の確保を目指した「地方創生」の動きが加速度的に高まっております。本市ではマニフェストロードマップや人口流入アクションプランなど、これまでの施策を踏まえて、大東市独自の総合戦略である「大東スタイル」を策定してまいります。

人口減少が進む中、持続可能なまちづくりが必要とされております。しかし、家主がいないまま放置される「空き家」が増加傾向にあり問題となっております。そのため、空き家を含めた民間住宅の流通の促進が必要とされております。本市では不動産や宅建事業者と連携し、民間住宅の流通促進を図るための方策を検討しております。今後は、併せて三世代家族推進事業を開始し、子育て世代の流入・定住を促進するため、親世代と同居または近居するために必要な住宅の購入、増改築等を行う市民に対して費用の一部を助成する三世代同居等定住に取り組んでまいります。

将来的には空き家を含めた市内既存住宅ストックを活用し、消費者がライフステージに応じた住替え、買換え、リフォームなどで住宅の循環が生まれるような仕組みづくりにつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、「市の魅力ビジョン」についてご説明いたします。

昨年は、5月に昔ながらの野崎まいりを再現した「野崎まいりクルージング&ウォーキングツアー」を実施し、また7月には、旧北条西小学校で撮影された映画「円卓」のロケ地ツアーやパネル展を実施し、府内だけではなく、遠くは愛知県、京都府から、多くの方を大東へ集客することができました。

12月には昨年度に引き続き、市民の皆様、地域の皆様、企業の皆様のお力をお借りして「大東市スマイルミネーション」を開催いたしました。市内外の多くの方に大東を知っていただくきっかけづくりや、市が取り組む施策のPRを行い、人口流入や地域活性化に結び付けていくことができました。

こうしたイベントや観光を通じた取組は、市の地域振興や地場産業活性化だけではなく、市民の皆様の大東に住む矜持と愛着を育て、市の内側からの地域活性化をもたらすものであり、今後も推進してまいります。

庁内体制では組織の機構改革を行い、平成27年4月1日より「都市魅力観光課」を新たに設置いたします。新しい課では大東のイメージづくり、ブランディングなど、市の魅力づくりを進めてまいります。

その一つとして、歴史的資源を活用したまちづくりがございます。戦国武将三好長慶は、本市と四條畷市をまたぐ飯盛山の山頂に居城を構え、一時代を築き上げ、最大勢力を誇りました。その三好長慶をキーコンテンツとした、大東市のPR事業を実施いたします。広く市民の皆様、市内事業者と連携して、歴史に興味があるなしに関わらず、様々な人が楽しめるイベントも検討してまいります。

そしてこの誇るべき山城を市の歴史的シンボルとして位置付け、市民の大東に対する郷土愛を醸成し、連帯感を高めてまいります。

この飯盛城址につきましても、歴史的遺産としての調査・研究を行い、国の史跡指定を目指してまいります。また、飯盛城址は本市と四條畷市の市境に位置するため、両市で連携して国・府への働きかけを行ってまいります。

本市にとって、大学はその有する知見や活力を、地域の活性化に生かし、まちづくりを協働していくための重要なパートナーであると位置付けております。

平成26年8月には、本市と大阪産業大学において包括協定

を締結いたしました。この包括協定を受け、今後はこの官学の関係に企業を巻き込み、それぞれの個性と強みを生かした連携を図ることを目指してまいります。市内企業と大学との共同開発や共同研究について、「日本一の産学官連携」を目標とし、可能性のある分野を探りながら、好循環が生まれる仕組みづくりを検討してまいります。

「だいとう産業活性化センター」は、市内中小企業の経営基盤づくりや経営革新等を支援するために設置され、人材確保や情報発信など企業に対する様々な支援を展開し、市内産業全体の底上げを図ってまいりました。

平成27年度からは、相談窓口のワンストップ化を図るため、センター事務所を市役所庁舎内に移設いたします。セミナーや相談会なども行い、新規事業者や既存事業者に対して、幅広く支援を行い、市内全域のより良い産業活性化を構築してまいります。

小学校跡地は地域の財産であると同時に、市民共有の貴重な財産でもあります。単独機能ではなく、施設に複数の機能を持たせることで、高齢者や子どもたち、子育て世代の市民が集まり、世代を超えた交流が生まれます。

北条西小学校跡地につきましては、「子ども発達支援センター」と「(仮称)北条コミュニティセンター」へリニューアルを行ってまいります。北条コミュニティセンターは地域の活動拠点としての役割を持った施設として、地域福祉交流ルームの他にグラウンドおよび体育館を併設し、平成27年度中の竣工を目指してまいります。

#### ◆高齢者・障害者が安心できるまちづくり

7つ目の柱「高齢者・障害者が安心できるまちづくり」についてです。

定年退職後、地域のために活動する人や、地域を支える人が増加しております。一方で、高齢者の独居世帯が増加し、経済

的・身体的に不安を抱える高齢者も増加しております。そのため、本市では「大東元気でまっせ体操」や「ふれあいデイハウス」などの介護予防事業を実施し、高齢者の仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを行ってまいりました。今後も、地域活動に携わる人を増やし、高齢者がいつまでも若々しく暮らせるための施策を実施いたします。

本市では住民が主体となって、高齢者へ生活支援を行うよう生活サポーターの育成を進めております。この事業では、生活サポーター自らが社会の中で役割を持って活動することにより、サポーター自身の介護予防や閉じこもり予防にも役立ててまいります。高齢者の社会参加を促し、元気高齢者を増やしてまいります。

シニア環境大学、シニア観光大学に引き続き、シニア健康大学を開設いたします。健康を切り口とした学習機会を提供し、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを通して、心豊かで充実した生活基盤を確立するとともに、家庭・地域・全市民へと健康づくりの輪を広げる役割を担う人材の養成を目的といたします。健康づくりにおける地域のリーダーとして、市民の健康意識の高揚と、健康づくり活動の活性化に寄与できるように展開してまいります。

近年、消費者被害が複雑巧妙化しており、市内でも振り込め詐欺被害や還付金詐欺被害が発生しております。年々増加傾向にある高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に向け、消費生活センターを軸として、地域の皆様や関係機関との連携を図り、消費者被害の防止と迅速な解決が図れるよう取り組んでまいります。

障害の有無に関わらず、すべての市民が一人の人間として、共に暮らし、共に生きることのできる、誰もが安心して暮らせるノーマライゼーションの実現が求められています。障害のあ

る人が、地域において、自立した生活を送るためには、地域の皆様、企業の皆様のご理解やご協力を欠かすことはできません。引き続き、地域ぐるみで障害のある人を支えるため、障害のある人についての理解を深める啓発を行ってまいります。

障害のある人が施設や長期入院から地域生活に移行する、また親亡き後や親から自立した後に地域生活を始めるためには、「就労支援」と「住まいの場の確保」が重要です。

このため、障害者の「就労支援」につきましては、一般企業に就職した障害者を対象に職場定着のため職場へ支援員等を派遣し、定着支援に努めてまいります。

「住まいの場の確保」につきましては、引き続き補助金制度を実施し、グループホーム等の整備を図ってまいります。

また、障害のある方を受け入れる企業等へ、行政としてサポートしていく仕組みづくりを検討してまいります。

近年、非正規雇用労働者、年収200万円以下世帯、ひとり親家庭、ニートやひきこもりなど、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しております。本市では、平成27年度より生活困窮者自立支援制度を開始し、就労支援を含む自立相談支援や、住居確保給付金事業を実施いたします。

この事業は生活保護に至らないように、未然に防ぐセーフティネットの役割があります。庁内に相談窓口を設置し、ワンストップで相談を受け付けられる体制を構築いたします。

#### ◆医療に安心のまちづくり

最後に8つ目の柱「医療に安心のまちづくり」についてです。

大阪府は、日常生活に密着した医療から専門的・特殊的な医療に至るまでの各段階を受け持つ医療機関等が適切な機能分担や連携を図り、効果的な保健医療機能を発揮することを目的とした「保健医療計画」を策定しております。計画内にございます、医療法に規定される「医療圏」につきましては、より各市の実態に即した実効性の高いものでなければならないと考

えております。本市の実態が反映された地域偏在のない保健医療圏となるよう、改訂に向けて強く働きかけてまいります。

市民が安心して、充実した生活を送るためには、日頃の健康管理が欠かせません。より多くの市民が気軽に健診を受診できる環境の整備と各健診の受診率向上に向けた取組が必要となります。

健康づくりの推進と受診率向上のために、本市では平成25年度より健康マイレージ事業を実施してまいりました。新規受診者の受診のきっかけづくりや、受診の普及啓発のために今後も引き続き実施してまいります。

### 【むすび】

私は就任以来「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」をキーワードに市政運営を行ってまいりました。本市に住まう人、通勤や通学で本市に通っている人、本市にふるさとを持つ人、すべての人が穏やかで優しい気持ちが自然に湧き上がってくるような「大東」。そのようなまちづくりを目指してまいりました。

市民の笑顔を増やすこと、市民の笑顔の数が、まちづくり成功のバロメータだと考えます。

「至誠而不動者 未之有也

(至誠にして動かざる者は、未だ之れあらざるなり)」。

これは、もともとは儒学の大家、孟子の言葉で、吉田松陰が松下村塾の塾生に贈った有名な言葉です。「誠意を尽くせば、どのようなものでも必ず動かすことができる。逆に不誠実な態度であれば、何ものをも動かすことは決してできない」という意味で、物事や人を突き動かす上で「至誠(まこと)」がいかに大切かを説いております。

至誠という言葉の辞書で調べてみると「きわめて誠実なこと。」とあります。私は、行政というものは、市民の皆様の前で常に誠実であるべきだと考えます。時には、市の舵取りを任されている中で、厳しい判断を下さなければならない場合もご

ざいます。しかし、その決断が大義を掲げて未来の大東を創りあげていくために必要なことならば、泥をかぶってでも実行しなければなりません。

マニフェストロードマップは、私の、市民の皆様に対する大義でございます。大東が市民の皆様にあい、住みたい、住み続けたい、住み継がせたいと申っていたいたくための、8つの柱をお示ししてあります。

この8つの柱を達成することで、少子高齢化、人口減少問題などの課題を克服し、大東は今以上に、魅力的なまち、笑顔あふれるまちになると確信してあります。

至誠の心を胸に、任期最終となる平成27年度は8つの柱の実現に向け、議員各位並びに市民の皆様とともに手を携え、邁進してまいる所存でございます。

議員各位並びに市民の皆様のさらなるご支援、ご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げ、平成27年度の施政方針とさせていただきます。



印刷物番号

26-81